

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

■ 活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 災害救援
<input checked="" type="checkbox"/> 地域安全	<input type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)

家畜等の糞尿による臭いを軽減するための土着菌製造。

土づくり（土着菌堆肥製造）。

国道沿いの環境美化（花いっぱい事業）

花を中心にした人々の交流で、花いっぱいのまちづくりをする。

地域支えあい体制づくり事業（みんな茶場）

誰でもみんなが立ち寄れるお茶のみ場で、居場所づくり活動

■ 公開用電話番号  ■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス  ■ 常勤職員数

■ 認定 （認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力）

認定年月日  認定満了日

相対値基準  絶対値基準  条例指定  仮認定

■ 閲覧書類の添付  定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成 22年度（平成 22年4月1日～平成23年3月31日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計		0	
1. 受取会費	40,000		40,000
2. 受取寄附金	118,765		118,765
3. 受取民間助成金			
4. 受取公的補助金	124,396		124,396
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）			
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）			
7. その他収益	146		146
II 経常費用計			
1. 事業費 （うち人件費）	92,655		92,655
2. 管理費 （うち人件費）	370,777		370,777
	171,300		171,300
III 当期経常増減額	△180,125		△180,125
IV 経常外収益計			
V 経常外費用計			
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額			
VIII 前期繰越正味財産額			
IX 次期繰越正味財産額			

### ■ 貸借対照表

平成23年4月30日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	0
2. 固定資産		2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	0
		正味財産合計	0
資産合計		負債及び正味財産合計	0

### ■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

### ■ 監査の実施

監事監査

# NPO法人 開拓舎 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は NPO法人 開拓舎という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を宮崎県小林市野尻町東麓2211番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は行政との連携を図りながら、地域住民や行政の要望に応え、いきいきと輝く地域や人々が増えることを願って活動することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 経済活動の活性化を図る活動
- (14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (15) 消費者の保護を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 一人一人が自分らしく生き、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の推進
- (2) 学校、老人施設、乳児健診などでの読書推進活動
- (3) みんなが気楽に集う「おじゃったもんせ」など人の交流を図る事業
- (4) 地産地消などの各種運動と連携した食育の推進事業

- (5) これからの男性、女性の生き方などを学ぶ生涯学習活動
- (6) 素人芸能くらぶ
- (7) その他 目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種別及び会費)

第6条 この法人には次の会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 正会員、賛助会員は総会で定めた会費を納入する。

### (入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、正当な理由が無い限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (退会及び資格の喪失)

第8条 正会員は退会届を理事長に提出することによって任意に退会できる。会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人の死亡、又は団体の解散
- (2) 2年以上の会費の滞納

### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の4分の3以上の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款等に違反したとき
  - (2) この法人の名誉をき損、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、あらかじめ会員に通知し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種類および定数)

第10条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし2人を副理事長とする。

(選任)

第11条 理事及び監事は総会で選任する。

2 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により決める。

3 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事会において定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次の職務を行う

(1) 理事の業務の執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監査の結果、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があった場合は総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 報告のために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況や法人の財産状況について理事会に意見を述べること。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 後任役員が就任するまで前役員は職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行が困難と認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(費用の弁償)

第15条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第4章 会 議

(種別)

第16条 この法人の会議は総会及び理事会とする。

(構成)

第17条 総会は正会員で構成し、理事会は理事で構成する。

(権能)

第18条 理事会はこの定款に別に定めるもののほかに次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 総会は特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として決議したことを議決する。

(開催)

第19条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき
- (3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき

3 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的事項を示して招集の請求があった場合

(議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。  
2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(招集)

第 21 条 総会及び理事会は理事長が招集する。総会を招集する場合は日時、場所ならびに会議の目的を示した書面を、開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。  
2 理事会を招集する場合は日時、場所ならびに会議の目的を示した書面を開会日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要すると理事長が認めるときはこの限りではない。

(定足数)

第 22 条 総会は正会員の過半数以上が出席した場合に開会できる。  
2 理事会は理事の過半数以上が出席した場合に開会できる。

(議決)

第 23 条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決める。  
2 総会及び理事会においては、第 21 条第 1 項、または第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決できる。ただし、緊急を要する議事で出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。  
3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する人は当該事項について表決権は無い。

(議事録)

第 24 条 総会、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席者のうちから選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第25条 この法人の資産は次のものである。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第26条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### (会費などの不返還)

第27条 この法人はすでに納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

### (事業年度)

第28条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### (事業計画と収支予算)

第29条 この法人の事業計画と収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は理事会の議決を経て行うことができる。

### (事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等は、理事長が事業年度終了後にこれを作成し、監査を経た上、事業年度終了後の通常総会で議決を得なければならない。



## 第6章 定款の変更、解散等

### (定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

### (解散)

第32条 この法人は次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

### (合併)

第33条 この法人が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### (公告の方法)

第34条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第7章 事務局

### (事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。